

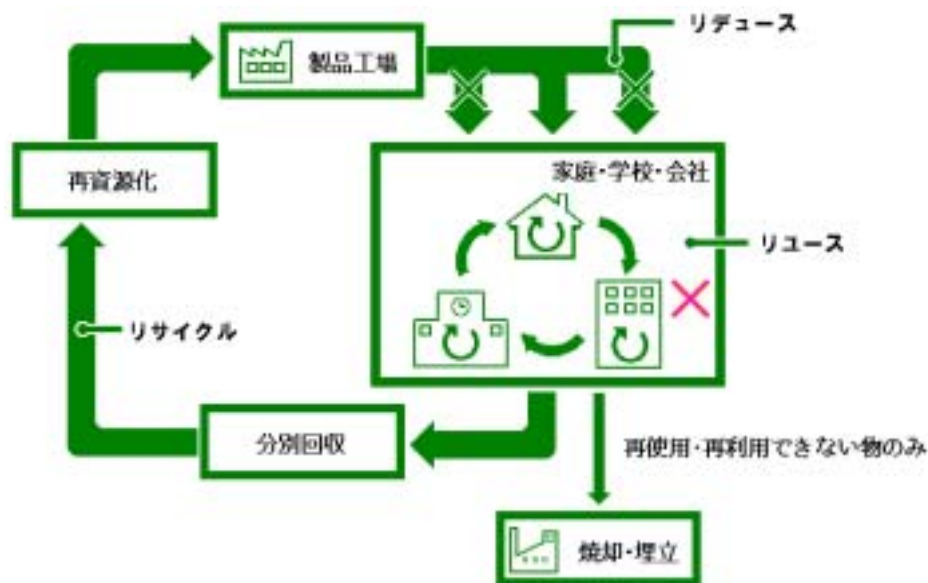
2. 循環型社会とは

法律によって定められた方針

一方的だったものの流れを循環的な流れに変えていく循環型社会を実現するための方針が、国の定めた「循環型社会形成推進基本法」に示されています。

循環型社会を作るためには、まず、廃棄物の「発生抑制」(リデュース)が必要で、次に「再使用」(リユース)、そして「再生利用」(リサイクル)が優先順位とされています。この取組みをリデュース(Re-duce)リユース(Re-use)リサイクル(Re-cycle)の頭文字を取って「3R」と呼びます。更に、資源化できない廃棄物を適正に処理する「適正処理」も不可欠なことです。

廃棄物をただのゴミとして考えるのではなく「循環資源」として考え、「3R」、「適正処理」によって効率的に利用することが循環型社会の第一歩です。



循環型社会を作っていく上で、国や県の取組みのほか、地域ごとの取組みが必要となります。

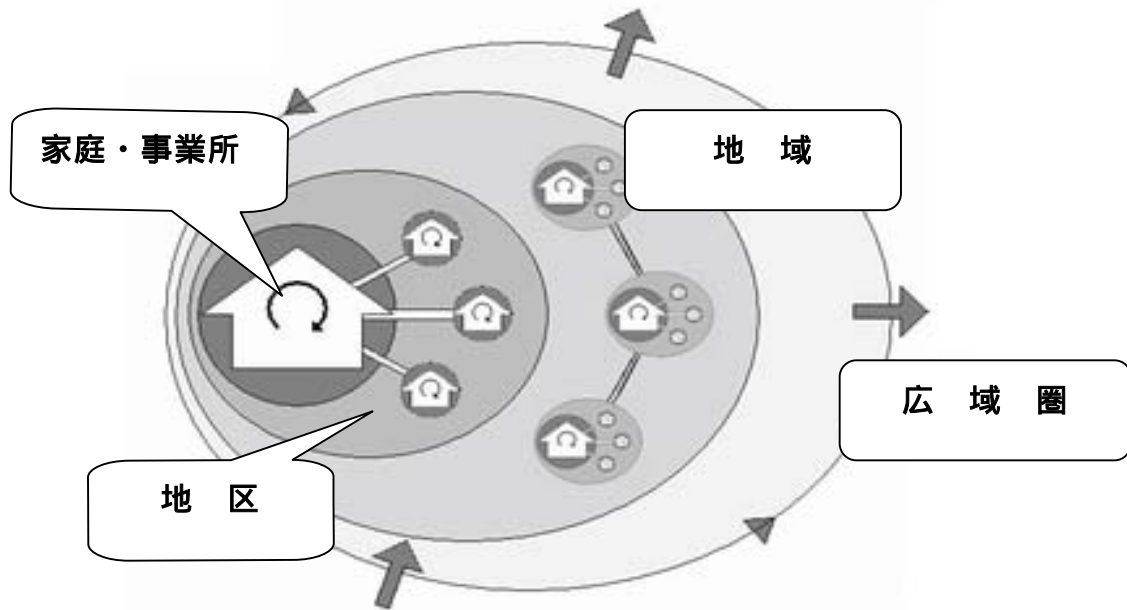
農林業のような産業は循環型社会では廃棄物の発生源であると同時に「循環資源」の利用者でもあり、その地域の産業にあった循環の仕組みを作ることが循環型社会の柱組みです。

また、「ものを長く大切に使う」、「もったいない」という行動で生活における身近な循環を作っていく必要があります。

以前は、一般廃棄物は行政、産業廃棄物は排出事業者という責任分担になっていました。しかし循環の枠組みにのっとり、「もの」を循環させるためには、製造から再資源化までの全体が一つの流れとなることが必要なので、「拡大生産者責任」という考え方で生産者を中心とした3Rの実現を目指すこととなります。この法律で循環に適した商品が開発・販売されます。

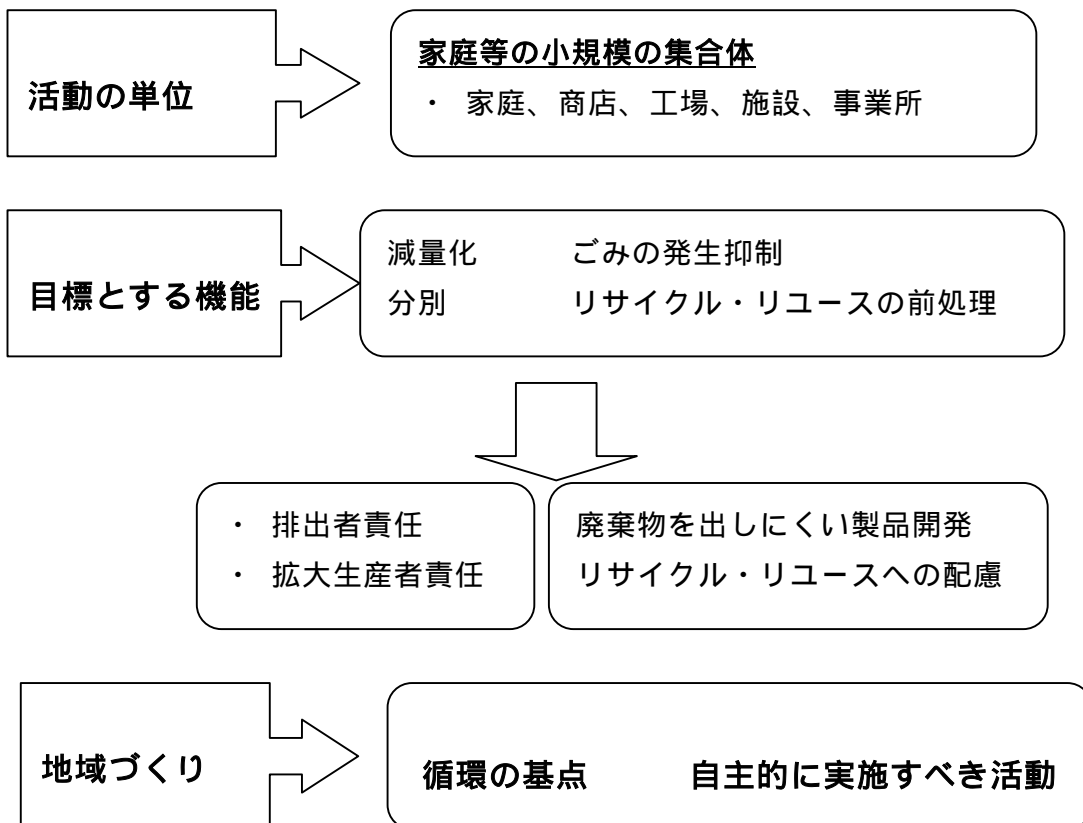
消費者に対しても「グリーン購入法」などによる循環に適した消費が求められています。

3 . 循環型社会のイメージ

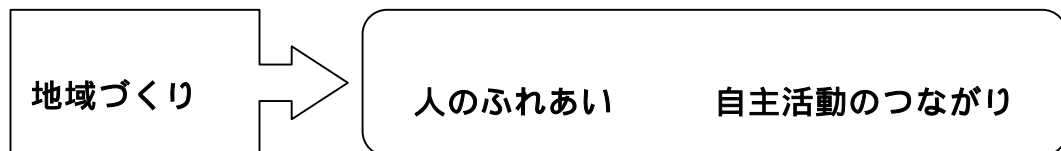
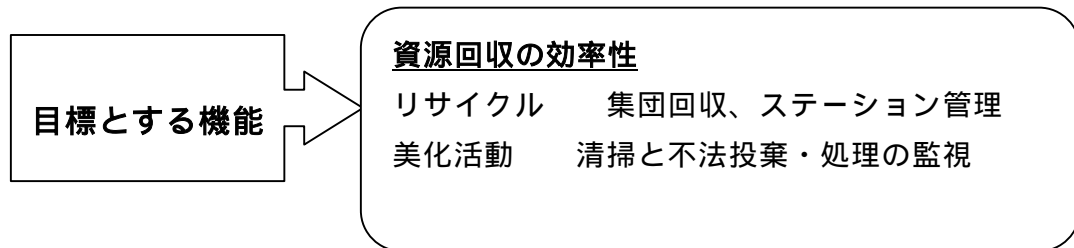
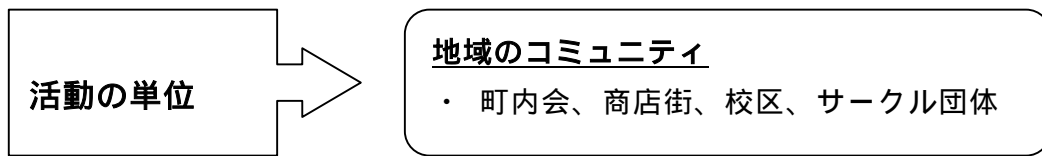


4 . 循環のシステム

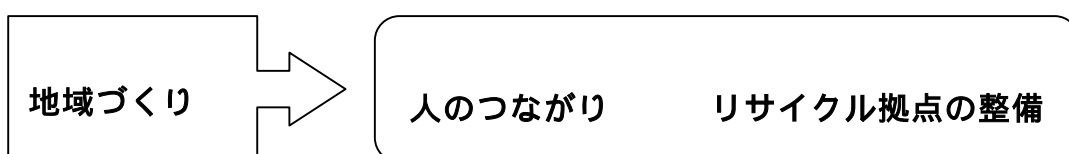
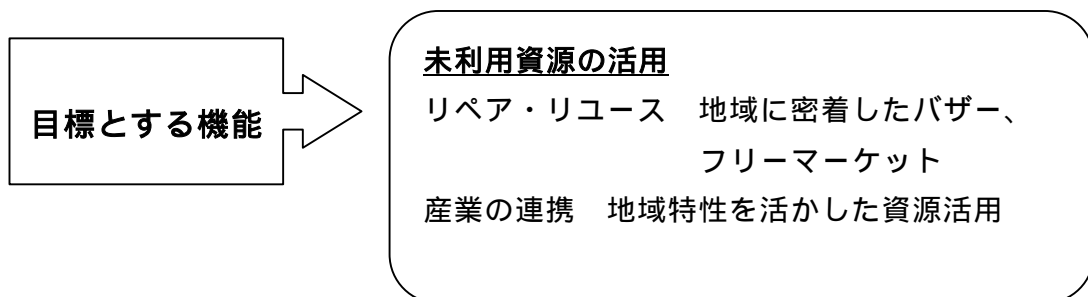
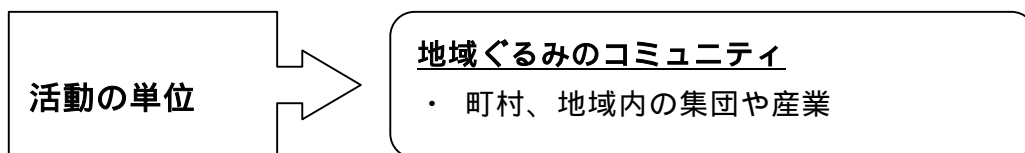
(1) 家庭・事業所の循環 (Step-1)



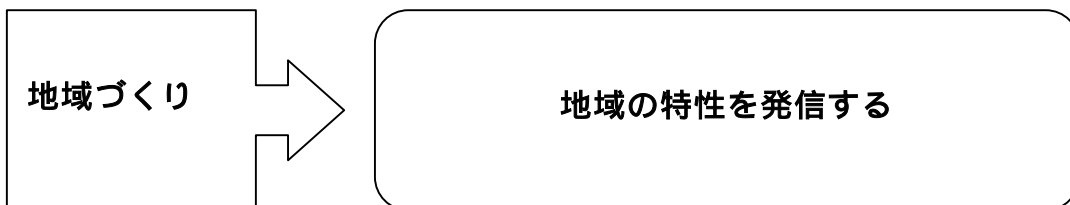
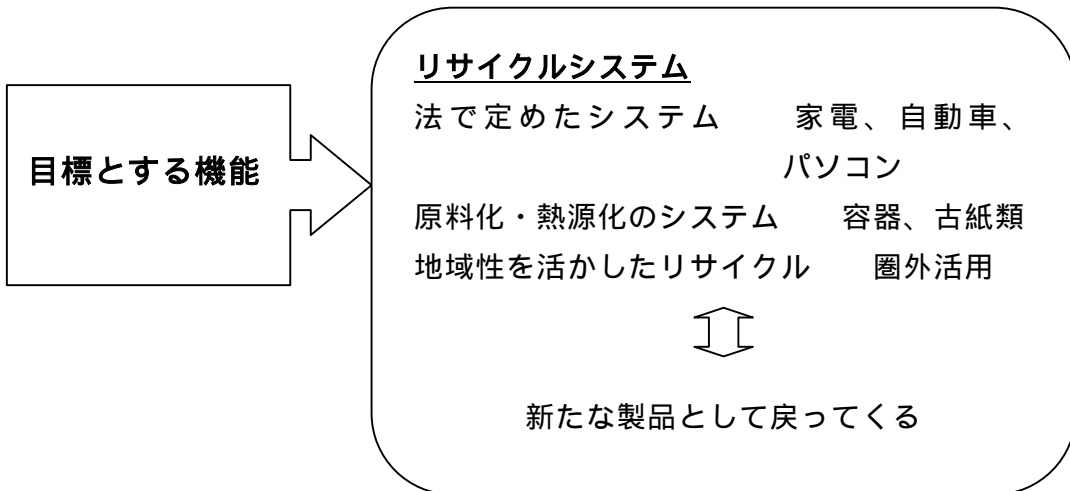
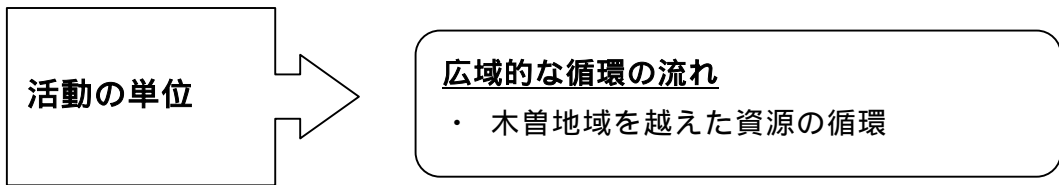
(2) 地区の循環 (Step-2)



(3) 地域循環 (Step-3)



(4) 広域的循環 (Step-4)



5. 循環型社会を実現するために

(1) 基本的な考え方

リサイクル・3R活動を進める

現在のところ、住民や事業者における廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用といった3R活動の定着と拡大を、各々の自主性に任せたままでには限界があります。

行政による持続的な環境学習、積極的かつ戦略的な普及啓発とともに、資源循環の負担の適正化や環境税などの導入がそれぞれの取組のきっかけとなると考えられます。

持続性のある資源の循環利用システムをつくる

効率的で持続性のある資源の循環利用システムとは、資源循環を適切な範囲で収集・再生利用し、最終処分量を最小限にすることです。この考えに基づいて、Step-1 から4までの4つの循環の考え方を示しました。

上記の条件に沿って、まずは比較的容易な品目や範囲を対象に、段階的に取り組んでいきます。

(2) 循環型社会を実現するための取組み

Step-1 循環を実現するための取組み

「Step-1 循環」は、家庭や事業所といった施設・建物単位での資源循環のための取組みを表わしています。

各々が「排出者責任」や「拡大生産者責任」といった考えかたを理解し、自主的に廃棄物の発生抑制（リデュース）や環境資源の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）のための分別回収といった3Rに取り組んでいる基本的な姿を目指しますが、全ての住民、事業者の方々に協力を得ることは非常に難しいところです。

循環型社会を形成するために、私たちの日常的な行動をひとつでも変えて行く、そのような姿勢と意識づくりに重点をおいて取組みを展開します。

イ．3Rを考慮したスタイルへの理解促進

家庭における家庭学習と事業所における従業員教育の普及や町村と協力してリーフレットによる呼びかけやごみステーションなどにおける啓発活動を進めるとともに、排出者責任による廃棄物処理費用の一部負担を通して、廃棄物の排出抑制を図ります。

ロ．分別の徹底

広報紙・ホームページ等を通じた分別ルールに関する広報活動や子どもたちと共同で実施する分別体験といった啓発事業、さらには町村によるごみステーションやストックヤードなどにおける専門員の直接的な指導等を推進します。

ハ．資源循環を意識した消費者の育成

再利用あるいは再生利用がしやすいように分解が容易な製品、あるいは廃棄物になりにくい製品を積極的に選択、購入する消費者を育成します。

Step-2 循環を実現するための取組み

「Step-2 循環」は、町内会や校区、商店街といった地区のコミュニティ単位で資源の循環のための「ふれあい」を表わしています。

集団回収などの再生利用（リサイクル）に資するような取組や美化活動を通じて、地区から地域への輪を広げます。

イ．地区内の連携による循環資源の分別回収の徹底

町村と協力して各団体の取組の支援を行うとともに、収集、再生、製品化の流れを見学するプログラムを設けるなど普及啓発に努めます。

Step-3 循環を実現するための取組み

「Step-3 循環」は、地域内の異なる集団や産業が循環資源を介して連携していく「つながり」を表わしています。

地域に密着した修理（リペア）、フリーマーケットのような再使用（リユース）、そして、不法投棄や不法処理に対する監視、地域内の廃棄物処理施

設の点検など、地域における循環型社会形成のための人と人との直接的なつながりをいかに構築するかが命題となります。

イ．製品の再使用の推進

リペア&リユースが推進されるプログラムを、地域のリサイクル広場を核として整備し、住民が集いながら循環型社会に貢献できる場として機能するように努めます。

Step-4 循環を実現するための取組み

「Step-4 循環」は、郡域という範囲を越えて循環資源を利用するための広範な経路と拠点、それをつなぐ「仕組み」を表わしています。

また郡内の農林業における廃棄物や産業及び事業所の未利用な循環資源を、利用可能な形に換えて広域的な連携を図ることができるようなシステムづくり、あるいは基礎となる技術・設備・拠点の整備が取り組みの主題となります。

さらに、廃家電製品や廃棄自動車といった法律で位置付けられた資源の循環システムが適正に運営されるよう点検していくこととなります。

イ．循環資源の有効利用のための異業種・地域間の連携

郡内における循環資源の要・不要情報を収集・提供するための交流機会を設けるとともに異業種・地域間の連携モデル事業を展開して、具体的な地域社会システムとしての循環資源の利用を促進します。

ロ．資源循環の拠点整備の推進

郡内に循環資源の保管施設の整備を推進し、マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルまでの資源の有効利用に努めます。

(3) 住民、事業者、行政、それぞれの役割

住民、事業者、行政による3Rの推進

イ.住民に期待する理解と取組み

家庭ごみや循環資源の適正な料金負担によって、家庭から排出される

一般廃棄物の排出抑制を図るとともに、循環資源の効率的な回収を推進するなど、コスト意識を持つことが求められます。

ロ.事業者に期待する理解と取組み

事業者については、「排出者責任」や「拡大生産者責任」の考え方に基づいて責任を負担するとともに、環境配慮製品の開発においては、3Rを推進する製造工程の見直しや新たなリサイクル技術へ取組みが求められます。

ハ.行政に期待する理解と取組み

行政独自の減量化や再生利用の取組みに関する「実行計画」を策定することが求められます。

持続性のある資源の循環利用システムの構築

イ.住民に期待する理解と取組み

再生品を選択するよう心がけるとともに、地域ぐるみの分別回収や町村の回収業務に協力することが求められます。

ロ.事業者に期待する理解と取組み

廃棄物の発生が少ない製品やリサイクルしやすい製品などの開発、工程の見直しに努めるとともに、資材については出来るだけ再生品の利用に勤めることが求められます。

ハ.行政に期待する理解と取組み

資源再生の拠点となるような施設の確保・整備や優良な処理業者の誘致・支援に努めるとともに、まとまりのある地域と協議しながら循環モデル事業を進め、資源の循環利用システムの具体化を図ることが求められます。